



岸和田労働基準監督署発表
令和8年4月16日

【照会先】
岸和田労働基準監督署
電話 072-498-1012

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 (業務用乾燥機の槽への転落防止措置を講じなかった疑い)

令和8年4月16日、岸和田労働基準監督署(署長 川畑 晴久)は、株式会社ヤクシ及び同社の工場長を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- 株式会社ヤクシ(以下「被疑会社」という。)
本社所在地 大阪府貝塚市二色南町
事業内容 クリーニング事業
- 同社本社工場長A(以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aともに、
労働安全衛生法違反
同法第21条第2項
同法第27条第1項
労働安全衛生規則第533条
同法第119条第1号(罰則)
同法第122条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社本社工場の工場長として、労働者を指揮するとともに、安全を管理する者ですが、令和7年11月14日、大阪府貝塚市二色南町に所在する同工場において、労働者が作業中又は通行の際に、業務用乾燥機の槽へ転落し、巻き込まれるおそれがあったのに、当該転落による危険を防止するための措置を講じていなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 令和7年11月14日、被疑会社本社工場において、労働者Bが業務用乾燥機の回転していた槽内に転落し、巻き込まれ死亡するという災害が発生しました。
- (2) 労働安全衛生法では、作業中又は通行の際に転落することにより火傷、窒息等の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽、ホッパー、ピット等があるときは、当該危険を防止するための転落防止措置を講じなければならないと定められていますが、被疑者Aはこの措置を講じなかった疑いがあるものです。
- (3) 適用法条文は別紙のとおり。

適用法条文

労働安全衛生法（抜粋）

（事業者の講ずべき措置等）

第 21 条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

② 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第 27 条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

（罰則）

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

（両罰）

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

（煮沸槽等への転落による危険の防止）

第 533 条 事業者は、労働者に作業中又は通行の際に転落することにより火傷、窒息等の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽（そう）、ホツパー、ピット等があるときは、当該危険を防止するため、必要な箇所に高さが七十五センチメートル以上の丈夫なさく等を設けなければならない。ただし、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等転落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。